

人材紹介に関する基本契約書（中途採用者用）

〇〇〇〇（以下、「甲」という）と株式会社 AIKASU（以下、「乙」という）とは、乙から甲への人材紹介サービスに関し、次のとおり契約を締結する。

（活動事項）

第1条 乙は、甲からの依頼に基づき、甲に対して次のサービスを提供する。ただし、取扱職種は、全職種（港湾運送業務及び建設業務を除く）、取り扱い地域は国内とする。

1. 甲が行う求人について、職業安定法に定める求職者の紹介、採用支援
2. 上記の紹介を行うにあたっての、相談、助言、代行等

（人材の紹介）

第2条 乙は、求人条件に適合する可能性のある人材のうち、甲に応募する意思があり、かつ、甲の社風等求人条件以外の条件を加味して乙が適当と判断した人材を、甲に対して紹介する（以下、甲に紹介した人材を「応募者」という）。

1. 甲は、乙による人材の紹介に関し、以下の各号の事項を確認するものとする。
 - (1) 乙において、応募者による内定受諾の確実性、応募者が甲の求める資質・能力を有すること、応募書類等の情報の正確性並びに本契約に基づく乙による判断及びアドバイスの適切性を保証するものではないこと。
 - (2) 応募者が他の企業の求人に応募する場合があること及びその場合に乙は何ら責任を負わないこと。
 - (3) 応募者と甲とのトラブルに関して、乙は乙の故意又は重過失による場合を除き何ら責任を負わないこと。
2. 本契約は、甲が応募者を正社員又は契約社員（以下「正社員等」という）として採用することを基本として提供されるものとし、この場合の紹介手数料は、第7条規定の紹介料金を適用する。

（採用選考）

第3条 甲は、乙が前条により応募者を自ら選考の上、適切な人材と認めた場合には、甲の責任において当該応募者の内定を決定する。

1. 甲は、応募者の採用を決定した場合、乙に対して、直ちに、採用を決定した事実を確認する文書及び理論年収額又はみなし年収額を確認する文書を、電子メールその他乙が指定する方法により提出することとする。
2. 甲は、応募者の採用を行わなかった場合には、乙が紹介に際して甲に提供した応募者に関する一切の資料（履歴書、職務経歴書を含むが、これに限られない）を、その複製物も含め、甲の責任と負担において、直ちに、乙に返還し又は乙の求めに応じ破棄するものとする。

3. 甲が、応募者の内定を取り消す場合、既に応募者と甲との間で、始期付解約権留保付労働契約又は労働契約の予約が成立していることに鑑み、内定取消の可否判断を含め、甲の責任において応募者との間で生じる紛争を処理するものとする。

(個人情報の取扱い)

第4条 甲及び乙は、応募者の個人情報に関する、職業安定法その他の法令、各種ガイドライン等を遵守するものとする。

1. 乙は、甲が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報の保護に関する法律その他法令で定める個人情報（以下「個人情報」という）を、甲に対して開示・提供するものとする。ただし、応募者の病歴、併願状況等の採用選考に何ら関連のない個人情報については、当該応募者の個別の承諾を得ない限り、乙は甲に対して、開示・提供しないものとする。
2. 乙及び甲は、前項に基づき乙より提供された、応募者の個人情報を善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重に管理し、甲の採用選考の目的の範囲内で利用するものとし、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、甲の採用選考に直接関与する者以外の第三者に開示又は漏洩してはならない。
3. 甲及び乙は、自己の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

(甲の義務)

第5条 甲は、乙に対して通知をすることなく、応募者と直接連絡をとり、または応募者と雇用契約等を締結してはならない。ただし、甲が雇用契約等を締結した者に対する連絡については、乙への通知は不要とする。

1. 甲は、応募者を不採用と判断しその旨を乙に通知した後、当該応募日から起算して1年以内に当該応募者との間で労働契約又は業務委託契約等を締結したときは、乙の紹介により当該契約が成立したものとみなし、甲は第7条の定めに従い、紹介手数料を乙に支払うものとする。
2. 乙が甲に対して人材を紹介した時点で、既に当該応募者が第三者より甲に対して紹介済みである場合、甲は乙に対して、その旨を、直ちに報告するものとする。
3. 甲は、乙が紹介した応募者について、同一又は近似の職種にて既に他の手段により応募があり、乙の紹介として扱わないときは、直ちにその旨を乙に通知する。
4. 甲は、第2項、第3項に従い報告義務を履行し、乙が当該事実を合理的に確認することができた場合に限り、当該応募者を採用した場合であっても、紹介手数料の支払義務を負わないものとする。

(苦情処理)

第6条 応募者から職業紹介において苦情があった場合、乙が厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介責任者が誠意をもって対応するものとする。

(紹介料金)

第7条 甲から乙への紹介手数料の支払いは、本条に定めるとおりとする。なお、甲が当該紹介手数料の支払いを遅延したときは、乙に対し、支払期日の翌日から起算し支払済みに至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

1. 甲は、応募者と雇用契約を締結し、応募者が甲に入社した場合には、乙が行った人材紹介に対し、以下で定める報酬（以下「紹介手数料」という）を支払う。なお、「入社」とは、研修も含め初入社・初勤務（在宅での勤務を含む。）を行った日とし、「入社日」は雇用契約開始日とするものとする。

【紹介手数料】応募者の理論年収額の35%相当額（消費税別途加算）

ただし、双方が合意をする紹介対象者についての報酬は、紹介手数料は50万円（消費税別途加算）とする。

なお、「理論年収額」は、以下の式で計算された額とする。

理論年収額＝月次固定給×12ヶ月＋通年賞与（理論上の年間賞与）

※月次固定給とは、基本給・役職手当・資格手当・家族手当・住宅手当その他諸手当を合計したものとする（時間外、深夜、休日労働等の割増賃金や通勤手当については含まれない。ただし、割増賃金が固定で支払われる場合は月次固定給に含まれるものとする）。

※年俸制を採用する場合は年俸額を、1年未満の有期雇用の場合は契約期間を1年間とみなして換算した額（月給の場合は月給を12倍し、時給の場合は時給を（1日の所定労働時間、1ヶ月20日稼働するものと見なした額）を理論年収額とする。

※理論上の年間賞与とは、賞与算定基準額に賞与係数（未定の場合は前年度実績賞与支給月数）を乗じた賞与想定額とする。

2. 応募者が、入社日から以下に定める期間以内に、応募者の責めに帰すべき事由により解雇され、若しくは応募者の責めに帰すべき事由により退職勧奨により退職、応募者の自由かつ任意の意思によって自己都合により退職した場合、又は応募者の自己都合又は自己の責による事由により契約解除・契約終了した場合（以下「退職等」という。）には、乙は、甲に対し、以下に基づき算定される受領した紹介料金を返金するものとする。

業務開始日から起算して1ヶ月未満：紹介料金の80%相当額

業務開始日から起算して1ヶ月以上3ヶ月未満：紹介料金の50%相当額

3. 前項の場合、甲は、乙に対し、応募者が退職等した旨を、書面又は電子メールをもって通知するとともに、退職日、退職理由を記載した書面（退職届、退職証明書等）を提出し、乙は、当該退職等の事実を確認できた日の翌月末日までに、前項の返金額及びその消費税相当額の合計額を、甲の指定する銀行口座に一括して振込んで支払うものとする。なお、振込手数料は乙が負担するものとする。なお、両社の協議により、他の応募者にかかる紹介料金との相殺にすることができる。
4. 退職等が、退職届等に記載された理由に関わらず、実質的には甲の応募者に対する処遇及びその他の労働条件が、採用決定時に提示した労働条件の内容と著しく異なること

に起因する場合、又は甲の法令違反行為に起因する場合には、乙は返金の義務を負わないものとする。

(紹介料金の報告及び、支払方法)

第8条 甲は、前条に基づき算定された紹介料金の額を集計し、すみやかに乙に報告する。

1. 乙は甲に対して、応募者が甲において業務開始後速やかに第7条の定める紹介料金を請求し、甲は、その請求書を受領した月の翌月末日（当該末日が金融機関非営業日であった場合は直前の営業日）までに、請求された紹介料金及びその消費税相当額を、乙の指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払うものとする。

料金振込先：

GM0 あおぞらネット銀行 法人第二営業部 普通預金 2023863 株式会社 AIKASU

(採用決定後の損害賠償)

第9条 応募者が、入社日以後、その業務に関し、甲及び第三者に対して発生させたいかなる損害についても、乙は責任を負わないものとする。ただし乙に帰責事由のある場合を除く。

(求人条件等の情報開示・公開)

第10条 甲は、事前に開示・公開を希望しない旨を事前に指定した場合を除いて、甲が提示した求人条件及び一般的に公開されている甲の企業情報を、乙が候補者を募集するために乙が運営又は利用するインターネットウェブサイト等において開示・公開することを同意するものとする。

1. 乙は、乙と業務提携関係にある人材紹介会社に対し、求人票や会社案内等、甲より入手した情報を開示・公開する場合があるものとし、その際には乙の責任のもと、当該人材紹介会社が乙と同様の義務を遵守するよう、誠意をもって監督するものとする。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は本契約に関し、契約継続中及び終了後を問わず、相手側から秘密である旨明示のうえ受領し又は開示を受けた情報の一切を、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。

1. 個人情報を除き、前項にかかわらず次の各号に該当する情報については守秘義務の範囲外とする。
 - (1) 受領時にすでに公知であったもの、又は受領者の責によらず公知になったもの
 - (2) 開示を受ける以前に受領者がすでに保有していたもの
 - (3) 第三者から機密保持義務を負わされることなく受け取ったもの
 - (4) 受領者が独自に開発したもの

(解除)

第 12 条

甲及び乙は、相手方が本契約に違反した場合や本契約を継続し難いと認められる事由が相手方に生じた場合には、本契約の有効期間中においても、相手方にその旨通知することにより、本契約を解除することができるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第 13 条 甲及び乙は、自己又は自己の代理人もしくは媒介をするものが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

- （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲または乙は、前項の確約に反して、相手方または相手方の代理もしくは媒介をする者が暴力団員等あるいは前項各号の一に該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。
3. 甲または乙が、本契約に関連して、第三者と下請または委託契約等（以下「関連契約」という。）を締結する場合において、関連契約の当事者または代理もしくは媒介をする者が暴力団員等あるいは 1 項各号の一にでも該当することが判明した場合、他方当事者は、関連契約を締結した当事者に対して、関連契約を解除するなどの必要な措置をとるよう求めることができる。
4. 甲または乙が、関連契約を締結した当事者に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、その相手方当事者は本契約を解除することができる。

（不可抗力）

第 14 条 天災事変、経済の景況その他やむを得ない事由により、乙が本契約に定める事項を実施できない事態が生じた場合、乙は甲に直ちに通知する。また、乙はこれにより発生した甲の損害等について責任を負わないものとする。

（有効期間）

第 15 条 本契約の有効期間は本契約締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了 1 ヶ月前迄に甲乙いずれかから契約終了の通知がない限り、引き続き同期間自動更新し、以後も同様とする。

(協議事項)

第 16 条 本契約に規定する以外の事項及び本契約の各条項の解釈について、疑義が生じた場合には、都度甲乙協議の上、誠意をもってこの解決にあたるものとする。

(管轄裁判所)

第 17 条 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。また、本契約から生ずる権利義務に関する訴訟については、甲の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として本書の電磁的記録を作成し、署名に代わる電磁的措置を施したうえ、各自その電磁的記録を保管する。この場合、その電磁的記録を原本とし、これを印刷した書面を写しとする。ただし、書面により本契約を締結する場合は、本書 2 通を作成し、各自記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

2025 年 月 日

(甲)

(乙) 福岡県福岡市南区高宮 3 丁目 7-3 アクアマリン高宮 302

株式会社 AIKASU

代表取締役 長田 政也